

## 第5章 街なみ環境整備・事業計画

### 第1節 事業地区別の事業計画・事業地区別の整備年次計画

前章において設定した街なみ環境整備にかかる各事業について、事業の基本理念に基づき、城下町新発田の歴史的街なみ形成に不可欠な地区を中心として整備を行う必要があります。

しかしながら事業の実施に向けた見通しについては、地区住民による、事業地区ごとの「街づくり協定」の締結を受け、これを市が承認し「街なみ環境整備事業計画」を策定して、個別の事業の実施を図ることとなります。

寺町・清水谷地区まちづくり協議会による「街づくり協定」の締結に向けた概ねの見通しは、次の通りとなっています。

□寺町・清水谷地区まちづくり協議会による「街づくり協定」締結の目標

- ① 平成12年度締結予定 寺町南地区
- ② 平成13年度締結を目標 清水園周辺地区、寺町北地区
- ③ 平成14年度締結を目標 諏訪前東公園通り地区（立売橋交差点及び立売橋  
以東）
- ④ 平成15年度以降締結を目標 中央商店街地区、諏訪前商店街地区（立売橋以  
西）、上鉄砲町地区

そのようなことから、新発田市の総合計画であるまちづくり総合計画、都市マスタープラン、中心市街地活性化基本計画等との整合を図りつつ、寺町・清水谷まちづくり協議会の動きと歩調を合わせながら事業の進捗を図っていくことが重要となります。

上記のことを整理すると、中心市街地活性化基本計画の中にある、「歴史のみち」「水のみち」を中心としている重点的に整備を図るべき地区と整合が図られており、地域住民と街なみ環境整備事業を共に進めていくことが、期待できるものとなっています。

以上のことから、事業実施においては、概ね住民協定の締結地区を勘案し、次の通りの事業計画で実施を進めます。

□事業地区別整備年次計画

①事業を進めるための支援、指導などの実施

平成13年度以降実施が可能な制度等を検討する。

②重点的に整備を図る地区(寺町南地区、諏訪前東公園通り地区、寺町北地区、清水谷地区)

・住民協定の締結

平成13年以降、地域住民と協働しながら理解を深め、まちづくりの熟度を高めながら締結できるよう進捗を図っていく。

・整備、設計など

実施設計を含め、平成12年度以降から適宜実施を図るよう進める。

③重点的に整備を図る地区を支援し、歴史的資源を活かしていく地区

(寺町北地区、市役所周辺地区、中央商店街地区、諏訪前商店街地区、上鉄砲町地区)

・支援指導等を活用し、連動して地区の整備を実施。

・住民協定

平成13年度以降、必要に応じて住民協定などの取り組みを進めていく。

④まちづくりのための協働の推進

これまでの協議会などの活動を継続的に推進すると共に、地区住民全体で様々な啓発活動を通じて協働してまちづくりを進めていく。

## 第2節 今後の課題

寺町・清水谷地区街なみ環境整備事業を成功させるためには、いくつかの課題を1つ1つ解決する必要がありますが、今後の事業実施に向けて、必要な課題を整理します。

### 1. 地域住民の理解と合意

街なみは、道路や公園など、主に行政によって整備されるべき施設のみによって形成されるものではなく、住宅（家屋、門、塀、屋敷林等）や民間事業所の施設、寺社の建築物等も含めた地域施設や資源が重層的に組み合わせられて形成されるものです。

また、街なみ環境整備の推進を図るためには、採択要件の中に、事業区域において、土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていることが必要となります。

こうしたことから、目指すべき街なみ環境の創造を実現するためには、まちづくりや街なみ環境整備に対する正しい理解を促進する必要があります。今後も、地域住民に対する意識啓発等、各種活動や情報の提供を通じて、街づくり協定の締結に向けた合意形成を促進し、草の根から寺町・清水谷地区まちづくりに対する意識を高め、地域と行政が協働して理解を深めていく必要があります。

### 2. 行政による実施事業の推進

事業地区別の実施事業のとおり、市をはじめとする行政主体になる事業が大多数を占めております。道路や公園、河川などは、街なみ環境整備の基本的な骨格部分の1つであり、行政によるこれらの整備は、まちづくりを進めていく上で、全体的に大きい影響を与えることとなります。

こうしたことから、街なみ環境整備においても、国・県をはじめ関係機関との調整及び庁内関係各課との連携を努め、円滑な事業実施を図ることが重要です。

### 3. 住民・民間による実施事業の促進

先にも示したように、街なみ環境整備事業を実施するためには、住宅や事業所、寺社など地域住民や民間事業者の所有する施設も大きなウエイトを有しています。事業地区別の事業においても、住民・民間による実施が求められるものも多数あり、更に要綱等で示す景観的な配慮、街づくりの協定に基づく改善も求められることとなります。

こうしたことから、地域住民の理解と合意を基礎として、さらに新たなまちづくりや優れた街なみ環境の形成を進めるための住民・民間による事業実施について、具体化を支援

し、積極的な事業への取り組みや協力を求めることが重要です。

#### 4. まちづくりの「調整」と計画の柔軟な見直しによる事業の遂行

街なみ環境整備事業は、行政のみならず、地区に居住する住民や事業を営む民間事業者など、多くの主体が、地域全体が1つの考えをもって、優れた環境のまちづくりを目指して協働することが必要です。

また、8つの事業地区において実施する多くの事業に対し、街づくりに係わる多様な取り組みが、長期間にわたって進められることが必要となります。これは、目標とするまちづくりを実現するために、多くの労力と時間、そして事業費財源の確保が必要であることを意味しています。

「まちづくり主体の情熱と協働」「労力・時間・財源」が求められる街なみ環境整備事業を推進するに際しては、これら必要条件を確保するための「調整」が大きな課題であるといえ、事業全体の進行管理はもとより、上位計画との整合をはかり、必要に応じた計画の柔軟な見直しに対応しながら、着実に事業を進捗することが重要となります。